

「やおみせアート」利用規約

1. 趣旨

「やおみせアート」は、八尾市内の店舗のスペースを芸術文化（絵画・音楽・演劇など）の展示・発表の場として活用し、市民や芸術文化活動グループなどの芸術文化活動を応援するとともに、店舗の活性化を図るものです。

2. 登録事業者

八尾市内に店舗を有する小売・飲食・サービス・卸売事業者のうち、「八尾あきんどOn-Doネット」へ登録している事業者。

3. スペースの利用対象者

芸術文化活動を行っている個人またはグループ（在住地や活動地域は問いません。）。

4. 展示・発表できるもの

絵画・音楽・演劇など芸術文化に関するもの。

なお、以下の内容に該当するものは、展示・発表できません。

- (1) 政治、宗教活動に関するもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの
- (3) 著しく汚染したもの
- (4) 展示・発表スペースの管理上支障があるもの
- (5) その他、登録事業者が適切でないと判断したもの

5. 展示・発表方法

登録事業者の店舗のスペースで展示・発表を希望する者から当該事業者へ連絡を取り、以下の内容について双方で相談し、開催内容を決めてください。

- (1) スペースの利用内容（作品展示、演奏会・劇の公演など）
- (2) スペースの利用期間・時間
- (3) スペースの利用料金（有料の場合は金額、キャンセル料、支払い方法など）
- (4) スペースの制限事項（壁、床、柱面への工作、貼付や使用可能な電源など）
- (5) スペースでの販売の有無（有の場合は、販売手数料、売り上げの精算方法など）
- (6) 入場料金の有無（有の場合は、金額、チケットの販売方法など）
- (7) 駐車スペース（搬入・搬出時を含む）
- (8) 展示・発表する物が破損した場合や、店舗内の物を破損した場合の取り扱い
- (9) その他、スペースの利用にあたって取り決めが必要な事項

6. 開催内容の市への連絡

展示・発表の実施状況を把握するために、開催が決まった場合は、スペースの利用者は、指定の様式を用いて開催内容を市（人権文化ふれあい部文化国際課）に連絡してください。

7. 開催情報の周知

市は、ホームページへの掲載や公共施設へのチラシの配架等により、開催情報を周知します。

8. 免責事項

- (1) 登録事業者、スペースの利用者及び第三者に損害等が生じたときは、当事者間で解決してください。
- (2) スペースの利用に関するトラブルについて、市は一切の責任を負いかねます。